

京都市職員の善行表彰（人命救助）

京都市では、職員が他の職員の模範として推奨されるべき善行をした場合に善行表彰を行っています。

この度、本市職員が、人命救助に貢献しました。このことは、全体の奉仕者である公務員として、他の職員の模範となるべき善行であることから、表彰します。

1 被表彰者

消防局中京消防署

西尾 晃治（にしお こうじ）

2 表彰に至る経過

当該職員は、令和6年9月8日（日）午後1時30分頃、休日に遭遇した奈良県香芝市総合体育館で発生した心肺停止事案に際し、的確かつ迅速な応急手当を実施し、救命の連鎖（※）を確実に実践したことにより、傷病者の救命に寄与しました。

※急変した傷病者を救命し、元の生活が送れるようになるために必要となる一連の行動

3 表彰者

松井 孝治 京都市長

4 表彰式

(1) 日時

令和7年1月22日（水）午前9時～（20分程度）

(2) 場所

京都市役所 本庁舎4階 正庁の間

(3) 次第（予定）

- ・善行内容読上げ
- ・表彰状交付
- ・市長挨拶
- ・被表彰者挨拶
- ・記念撮影

<善行表彰について>

京都市優良職員等表彰規則第3条第2項に定められており、他の職員の模範として推奨されるべき善行をした職員に対し、市長が表彰するものです。